

令和2年4月3日

保護者様

大阪教育委員会
大阪市こども青少年局
大阪市立東田辺小学校
校長 細川 克寿

新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた学校休業について（お知らせ）

平素から本校（園）の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、全国的に新型コロナウイルスの感染が広まる状況がみられるとともに、大阪府が「感染拡大警戒区域」に指定されたことから、大阪市では、幼児児童生徒の感染予防として、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、**令和2年4月8日（水曜日）から令和2年4月19日（日曜日）まで臨時休業を実施**させていただきます。

ただし、安全面に最大限配慮を行ったうえで、臨時休業中においても、始業式並びに登校（園）日の設定を行います。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、次のとおり、ご家庭でのお子様の健康状態の把握、感染症予防の指導、ならびに家庭生活の留意事項について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

ただし、**幼稚園・小学校低学年等のお子様や特別支援学級などに在籍する障がいのあるお子様につきましては、ひとり親家庭をはじめ、保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭でお子様の監護ができない場合や、お子様が一人で留守番ができない等の場合には、学校園にご相談ください。**

なお、令和2年4月20日（月曜日）以降につきましては、改めてお知らせします。

また、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたします。

記

1 令和2年4月8日から4月19日までの取扱い

- ・**令和2年4月8日（水曜日）～4月19日（日曜日）は、臨時休業**とします。
- ・臨時休業期間中に、始業式並びに登校（園）日を設定します。

① 始業式について

- ・**令和2年4月8日（水曜日）に始業式を実施**します。
- ・2分割等で実施する場合がありますので、学校（園）のホームページなどでご確認ください。
- ・終了後は、児童いきいき放課後事業に引き継ぎます。なお、給食は実施されませんので、お弁当が必要な場合はご持参ください。
- ・一時預かり事業については、幼稚園で居場所の確保を行い、その後、実施します。

② 幼稚園の入園式について

- ・ **入園式は、令和2年4月10日（金曜日）に実施**します
- ・ 新入園児については、入園式を、初登園日とします。

③ 登校（園）日の設定

- ・ 4月9日（木曜日）から4月17日（金曜日）の間に、週2回程度、午前または午後
の2時間程度、学級活動等を実施します。
- ・ 感染症予防のため、基本的には、学校園を分割しての実施となる見込みです。具体的
な登校（園）時間等は、各学校園のホームページ等でご確認ください。

④ マスクの準備

- ・ 学校園への登校（園）に際しては、お子様にマスクを持参させるようお願いします。
- ・ ご家庭でのマスクの準備については、現在、マスクの供給不足が続いていることから、
手作りマスクの作成（別紙参照）・使用にご協力いただきますようお願いします。
- ・ なお、マスクについては、いずれの色や柄も可能です。

⑤ 幼児児童等の学校園での居場所の確保等について

- ・ 保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭で子どもの監護ができない場合や、子ど
もが一人で留守番ができない等の場合は、登校（園）日であるに関わらず、3月の臨
時休業中と同様に、学校園で居場所の確保を行い、その後、児童いきいき放課後事業・
一時預かり事業に引き継ぎます。
- ・ なお、給食は実施されませんので、お弁当が必要な場合はご持参ください。
- ・ できるかぎりマスクを着用いただくなど、可能な範囲で感染症対策に努めてくださ
い。

2 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- ・ 臨時休業期間中は、ご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願
いします。健康状態の確認に際しては、始業式でお渡しする（1年生は入学式）「健康
観察表」をご使用願います。
- ・ 「健康観察表」は、ご家庭で記載いただき、登校（園）日には、毎日お子様に持参させ
ていただきますとともに、4週間分は保管いただくようお願いします。
- ・ **お子様が、次の状況になった際は、学校（園）に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養
をお願いします。**

臨時休業中の登校（園）日であるため、**欠席にはなりません。**

預かりに参加される場合も同様をお願いします。

- ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合
 - ② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ③ お子様と同居されている保護者様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ④ お子様に、発熱（37.5度前後）等のかぜの症状が見られる場合
- ・ 登校（園）日・居場所の確保・児童いきいき放課後事業・一時預かり事業中に発熱等の
症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようお願いします。

- ・上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へご相談願います。

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ・かぜの症状や37.5度前後の発熱が4日以上（基礎疾患等のある方は、症状が2日程度）続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）

*新型コロナウイルス受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。（複数の医療機関を受診することは、お控えください）

*医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

3 家庭生活における留意事項

お子様の健康確保について努めていただくとともに、以下についてご留意いただきますようお願いいたします。

- 計画的な家庭学習や家族の一員として家事の手伝い等にとりくむことができるようお願いいたします。
- 安全安心を確保する観点から、不要不急の外出を避けるとともに、外出が必要な際も人が集まる場所や交通機関の利用をできるだけさけるなど、感染予防に努め、健康に十分注意してください。
- 日々のお子様の心身の状況の変化に気を配るとともに、お子様への声かけや会話を通して、心身の健康と安全安心への配慮をお願いします。
- スマートフォン等のインターネットが利用できる機器には有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）を設定する等について、すでにご利用しているところですが、スマートフォンやゲームなど、過度な使用とならないよう、家庭においてお子様との話し合いを通じてルールづくりに努めていただきますようお願いいたします。
- 家庭において保護者が不在になる場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、確実な施錠を行い、訪問者への対応は控えるよう注意喚起をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

ご家庭の皆様で、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 換気を励行してください。
- 密集した場所への不要不急の外出を控えていただくとともに、とくに持病のある方等は、できるだけ人ごみの多い場所への外出を控えてください。